

「島根大学地域人材育成コース生サポーター企業制度」に関する要項

(令和5年10月6日学長決裁)

(目的)

第1条 この要項は、地域人材育成コースに関する取扱要項(平成26年12月25日学長決裁)第13条に基づき、地域人材育成コース生サポーター企業(以下「サポーター企業」という。)に関し、必要な事項を定める。

2 この要項は、教育学部及び医学部に所属する地域人材育成コース生には適用しない。

(定義)

第2条 この要項において使用する用語は、次のとおりとする。

- 一 「サポーター企業」とは、本要項に従い登録を行った県内企業等であって、地域人材育成コース生を応援するために、採用選考において採用インセンティブを設定する県内企業等をいう。
- 二 「県内企業等」とは、本社又は支社等の活動拠点が島根県内にあり、島根県内で事業活動を行う企業、NPO法人及びその他法人格を有する団体をいう。

(採用インセンティブ)

第3条 サポーター企業は、自社が実施する採用選考において、地域人材育成コース生(以下「コース生」という。)から応募があった場合には、当該コース生に対して、次の各号に掲げる内容を含む採用インセンティブを設定する。

- 一 書類選考のみで選考を終了しないこと。
- 二 サポーター企業への「入社意思」と、県内で活躍したいという「志」を伝えられる、面接選考等の機会を設定すること。

2 前項の採用インセンティブの内容は、前項の規定に反しない限りにおいて、サポーター企業が決定することができる。

(登録申込)

第4条 サポーター企業への登録を希望する県内企業等は、地域人材育成コース生サポーター企業登録申込書(様式1。以下「登録申込書」という。)を地域未来協創本部長に提出しなければならない。

(登録条件)

第5条 地域未来協創本部長は、前条に定める登録申込書を提出した県内企業等(以下「登録申込者」という。)が、次の各号に掲げる条件を全て満たしていなければ、サポーター企業としての登録を許可することができない。

- 一 地域人材育成コースの目的や教育内容を理解し、活動に賛同していること。
- 二 島根県経営者協会の会員企業であること。
- 三 登録申込書の提出日（以下「登録申込日」という。）において、高等教育機関（島根県内高等教育機関に限定しない。）の新規学卒者を対象とする求人を行っていること、又は今後、高等教育機関の新規学卒者を対象とする求人を行う予定があること。
- 四 登録申込日において、職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条の6に基づき求人者の申込みを受理しないとされていないこと。
- 五 登録申込者及びその下請又は再委託先業者が、反社会的勢力への対応に関する規則（平成27年島大規則第21号）第2条第1号に定める反社会的勢力に該当しないこと、又は反社会的勢力と同規則第7条第1号に列記されている関係を有していないこと。

（登録の可否）

第6条 地域未来協創本部長は、第4条に定める登録申込書の提出を受け、登録申込者が前条に定める登録条件を満たしているか否かのほか、サポーター企業として適切であるかを総合的に判断し、サポーター企業としての登録の可否を決定する。

- 2 地域未来協創本部長は、前項の判断にあたり必要と認める場合は、登録申込者に対し、追加資料の提出を求めることができる。

（登録及び通知）

第7条 地域未来協創本部長は、サポーター企業としての登録を認められた県内企業等について、サポーター企業一覧として整理し、公開する。

- 2 地域未来協創本部長は、前条第1項に定める決定の結果について、登録の可否に関わらず、すみやかに登録申込者へ通知する。

（変更の届出）

第8条 サポーター企業は、登録申込書の記載内容に変更があった場合、当該変更の内容を、地域未来協創本部長に対し遅滞なく申し出る。

（登録取消）

第9条 地域未来協創本部長は、サポーター企業が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- 一 第3条に定める採用インセンティブを設定しないことが明らかになったとき。
- 二 第5条に定める登録条件を満たさないことが明らかになったとき。
- 三 労働関係法令違反又はその他重大な法令違反があったとき。
- 四 その他サポーター企業としての適格性を喪失したと地域未来協創本部長が認めるとき。

(登録解除)

第10条 サポーター企業は、登録を継続する意思を失ったときは、地域未来協創本部長に対し、登録解除の旨を申し出る。

(地域人材育成コース修了認定証書取得見込証明書の取得)

第11条 第3条に定める採用インセンティブの利用を希望するコース生（以下、「利用希望者」という。）は、松江地区学部等事務部学務課に島根大学地域人材育成コース修了認定証取得見込証明書発行申請書を提出し、地域人材育成コース修了認定証書取得見込証明書（以下「取得見込証明書」という。）の発行を受けなければならない。

- 2 学長は、前項の発行申請書を提出した利用希望者が、次に掲げる各号をすべて満たす場合には、当該利用希望者に対し、取得見込証明書を発行することができる。
 - 一 ベースストーン（BS）科目における必修単位を取得していること。
 - 二 キャップストーン（CS）科目における必修単位を修得していること。
 - 三 地域貢献インターンシップにおける必要単位数を修得していること。ただし、発行申請書提出時点において、必要単位数を修得していない場合は、修得計画書を提出すれば足りる。

(採用インセンティブ利用の手続)

第12条 利用希望者は、サポーター企業の採用選考に応募する際に、当該サポーター企業に対し、応募書類とともに取得見込証明書を提出しなければ、当該サポーター企業の採用インセンティブを利用することができない。

- 2 利用希望者は、採用インセンティブを利用する場合は、同時に3社までのサポーター企業に応募することができる。ただし、同時に応募した3社の選考結果がいずれも不合格だった場合、利用希望者は、新たに3社のサポーター企業に応募することができる。
- 3 本条の規定は、コース生が、採用インセンティブを利用せずに、サポーター企業の採用選考に応募することを妨げるものではない。

(就職の自由)

第13条 この要項の規定は、採用インセンティブを利用したコース生が、当該サポーター企業以外の企業に就職することを妨げるものではない。

(協議)

第14条 採用インセンティブの実施の過程で、サポーター企業及びコース生の間トラブル又は紛争等が生じた場合には、両当事者がともに誠意をもって協議する。

(様式)

第15条 この要項に定める各様式の提出は、電子媒体によることができる。なお、Microsoft Forms等のシステムを使用する場合には、別紙様式に関わらず、当該システムで作成したフォームによる。

(事務)

第16条 この要項に関する事務は、関係各課の協力を得て、研究・地方創生部地方創生推進課において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、第11条に定める取得見込証明書に関する事務は、松江地区学部等事務部学務課において処理する。

附 則

この要項は、令和5年10月1日から実施する。